

実験動物屍体処理及び糞マット処理業務委託契約 仕様書

(令和8年8月)

国立研究開発法人国立循環器病研究センター

1. 目的

国立循環器病研究センター(以下「センター」という)内において発生する実験動物の屍体及び糞マットの収集運搬及び処分の業務について、委託するものである。受託者は、センター動物実験管理室長と協議の上、業務を実施するものとする。

2. 契約概要

(1) 契約名称

実験動物屍体処理及び糞マット処理業務委託契約

(2) 履行場所

国立循環器病研究センター指定場所

(3) 契約期間

自 令和9年4月1日

至 令和12年3月31日

3. 業務内容

(1) 実験動物屍体の種類及び予定数量

①実験動物屍体：仔ウシ、ヤギ、ヒツジ、ブタ、イヌ、ラット、サル、マウス、モルモット、ハムスター、ウサギ、カエル、イモリ等

②予定数量

実験動物屍体： 8,625.8 kg/1年

糞マット： 27,721.2 kg/1年

(2) 収集日及び場所

①原則毎週月曜日と水曜日とする。月曜日は実験動物屍体と糞マットを回収し、水曜日は糞マットのみを回収することとする(屍体：週1回、糞マット：週2回を想定とする)。当センターの研究所指定場所において、収集順序を遵守し感染防御に努めること。

回収時、回収場所の門扉を必ず閉めた状態で作業を行うこととする。

(3) 搬出数量の確定方法

当センター研究所職員の立会の下、保管場所の計量器による計量時点の量

とする。

4. 受託者

(1) 要件

- ①受託者は吹田市及び処分地の一般廃棄物収集運搬業の許可及び処分地の一般廃棄物処分業の許可を受けていること。
- ②受託者は処分地の化製場及び死亡獣蓄取扱場の許可を受けていること。

(2) 責務

- ①受託者は、実験動物屍体及び糞マットの処理を本仕様書及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、その他の関係法令・規則・基準、当センターの規則・規程に従って実施するものとする。
- ②収集運搬に必要な機器及び容器等の消耗品は受託者の負担とする。
- ③感染症発生地域を經由して、センター敷地内に入場する場合には、事前に通知し、車両を消毒の上センター敷地内に入場すること。
- ④その他、業務の細部については当センター職員（動物実験管理室長）と協議すること。
- ⑤緊急時には国立循環器病研究センターに速やかに連絡を行うこと。

5. その他

この仕様書に定めていない事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。